

水田農業担い手機械導入支援事業（県）の概要

【事業実施主体】

- ・ 地域水田農業ビジョン または 地域計画で中心となる経営体に位置づけられ、かつ農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組む
集落営農組織、農地所有適格法人、認定農業者
- ・ 中山間地域において地域計画の目標地図に位置付けられた中心経営体
- ・ 種子生産団体

【補助率】

県：1／3以内 市：1／6以上 （合計1／2以内の補助）

【採択基準】

機械等を導入する場合は、次に掲げる(1)～(6)の要件を全て満たすこと。

- (1) 生産コスト低減対策として、農業機械の効率的な活用による生産コスト低減の目標値を定めること。
- (2) 集落営農組織は、受益戸数が3戸以上で、事業実施年度の翌々年度までに法人化し、認定農業者になることが見込まれること。
- (3) 農地所有適格法人は、認定農業者になっているか、翌々年度までに認定農業者になることが見込まれること。
- (4) 実施地区の面積は、概ね20ha以上。（ただし、中山間地域及び種子生産団体は概ね10ha以上、個人もしくは一戸一法人の認定農業者は概ね15ha以上。）
実施地区の面積は申請者が所有もしくは借入している面積及び基幹作業を受託している面積（重複を除く）の合計とする。
- (5) ほ場整備が(4)の面積の概ね8割以上完了していること。（ただし、中山間地域及び種子生産団体は除く。）
- (6) 実施地区は農業振興地域の整備に関する法律第8条に定める農業振興地域内の農用地区域とする。
- (7) 事業費を上回る費用対効果が見込まれること

【補助対象機械・施設】

補助の対象とする機械・施設は、耐用年数が7年以上で、50万円以上のものに限る。

- 1 トラクター
 (概ね 40PS 以上、ただし、中山間地域及び種子生産団体は概ね 30PS 以上)
 ※70PS 以上は、理由書が必要となります。
- 2 乗用型田植機
 (5条植え以上、ただし、中山間地域及び種子生産団体は4条植え以上)
- 3 栽培管理ビークル
- 4 農業用無人ヘリコプター
- 5 普通型コンバイン (刈幅 120cm 以上でグレンタンク付)
- 6 自脱型コンバイン
 (4条刈り以上でグレンタンク付。ただし、中山間地域及び種子生産団体は3条刈り以上グレンタンク付。なお、中山間地域においてほ場条件等によりこれによりがたい場合には、2条刈りを補助の対象とする。)
- 7 大豆コンバイン
- 8 1～3の付属機械器具(耕起、整地、代掻き、排水、播種、移植、防除、中耕・培土、施肥及びその他水田管理に必要な機械)
- 9 乾燥機(種子用に限る)(ただし、種子生産団体のみ補助の対象)
- 10 自走式マニユアスプレッダー
- 11 温湯消毒器及びその付帯施設
- 12 法定耐用年数を超過した上記に掲げる農業用機械の大規模な機械改修に要する経費で、50万円以上のものに限る。

水田農業DX推進事業（県）の概要

【事業実施主体】

- ・ 地域水田農業ビジョン または 地域計画で中心となる経営体に位置づけられ、かつ農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組む
集落営農組織、農地所有適格法人、認定農業者
- ・ 中山間地域において地域計画の目標地図に位置づけられた中心経営体

【補助率】

県：1／3以内 市：1／6以上 （合計1／2以内の補助）

【採択基準】

機械等を導入する場合は、次に掲げる(1)～(6)の要件を全て満たすこと。

- (1) 事業実施主体は、DXに取り組むこと。
- (2) 概ね2割以上の経営規模拡大の目標値を定めること。ただし、概ね2割以上の経営規模拡大の余地のない地域においては、収量・品質向上、省力化の目標値を定めること。
- (3) 農地所有適格法人は、認定農業者になっているか、翌々年度までに認定農業者になることが見込まれること。
- (4) 事業費を上回る費用対効果が見込まれること
- (5) 実施地区の面積は、概ね20ha以上。（ただし、中山間地域及び種子生産団体は概ね10ha以上、個人もしくは一戸一法人の認定農業者は概ね15ha以上。）
実施地区の面積は申請者が所有もしくは借入している面積及び基幹作業を受託している面積（重複を除く）の合計とする。
- (6) ほ場整備が(5)の面積の概ね8割以上完了していること。（ただし、中山間地域及び種子生産団体は除く。）
- (7) 実施地区は農業振興地域の整備に関する法律第8条に定める農業振興地域内の農用地区域とする。

【補助対象機械・施設】

補助の対象とする機械・施設は、耐用年数が7年以上で、50万円以上のものに限る。

- 1 ロボットコンバイン
- 2 ロボットトラクター
- 3 ロボット田植機
- 4 乗用管理機（自動操舵仕様）
- 5 農業用ドローン
- 6 自動操舵システム
- 7 水管理システム
- 8 RTK基地局
- 9 ラジコン草刈機
- 10 耕起、整地、代掻き、排水、播種、移植、防除、中耕・培土、施肥及びその他水田管理に必要な機械
（上記1～5と併せて導入するものに限る。ただし、本事業の対象機械となるトラクター等を所有している場合、その機械に装着して利用する付属機械器具については、単体での導入も可能とする。）